

令和7年1月1日から水道料金が変わります

町は、将来にわたって安定した水道を持続するため、水道料金の改定について葛巻町水道事業運営審議会に諮問するなど、料金水準の見直しを検討してきました。令和6年9月議会で、料金を改定（引き上げ）するための条例案が可決され、令和7年1月1日から新料金となります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※料金改定は水道料金のみです。下水道使用料は変わりません。

※継続利用者は、2月検針分から新料金となります。

☎水道事業所 ☎ 65-8987

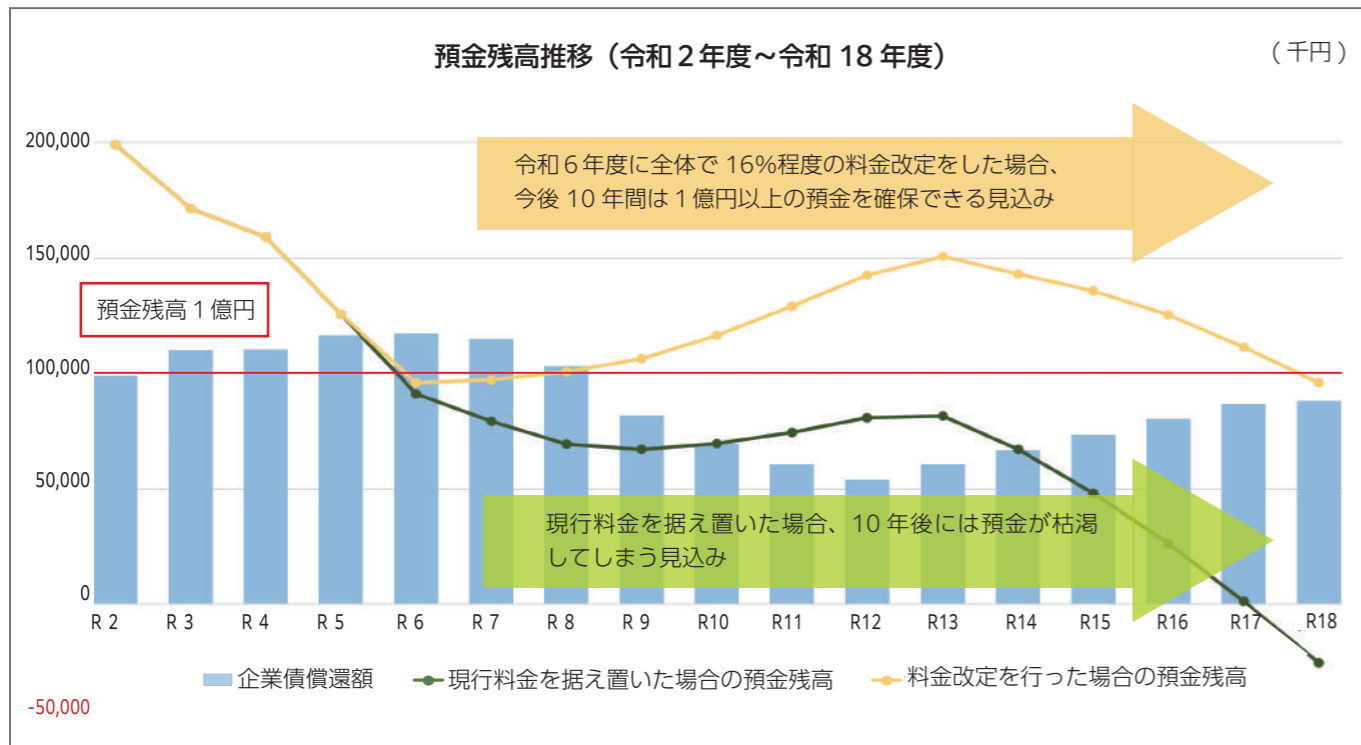
料金改定の主な理由

水道事業は皆さんからいただく水道料金で成り立っています。近年、人口減少により水道事業の主な収入である給水収益の減少傾向が続く一方で、高騰する燃料費や動力費などの維持管理費用や老朽化した水道管や施設の更新費用の確保が急務となっています。

また、水道管や施設の更新のために企業債の借入れを行っており、毎年償還するための資金を確保する必要があります。企業債の償還額は今後1億円前後で推移する見込みであることから、預金残高については1億円を維持することが必要です。



老朽化した水道管は漏水の恐れが高ま
ります



料金改定のポイント

高齢者世帯など少量利用者への配慮

料金改定で生じる増額負担について、使用形態による不均衡が生じない料金体系とするとともに、高齢者世帯などの少量利用者に対して値上げ幅を抑えるなど、配慮をしながら検討しました。

使用実態調査の結果、家庭用利用者の約50%が8㎡以下の使用者であることから、基本水量を10㎡から8㎡へ引き下げ、家庭用基本料金を100円増額し、値上げ幅を6.3%程度に抑制しています。

家庭用9㎡～10㎡利用者の料金急増対策

基本水量を8㎡としたことから、これまで基本料金で収まっていた9㎡～10㎡の利用者に超過料金が加算されることになります。超過料金を2㎡までの分と2㎡を超える分と段階を設けることで、9㎡～10㎡の利用者の料金の急増を抑制しています。

不均衡のない料金体系

基本水量を超える家庭用利用者や業務用利用者は、16%～20%程度の増額にとどまるよう超過料金を設定したため、大きな不均衡のない料金体系としています。



安定した水道を維持するために水道管
などの更新は急務となっています

改定前後の料金の比較

改定前（現行）と改定後の料金表の比較です。改定後は平均16%の引き上げとなります。

料金表（1か月・税抜）

用途別	改定前			改定後		
	基本水量 (㎡)	基本料金 (円)	超過料金 (円/㎡)	基本水量 (㎡)	基本料金 (円)	超過料金 (円/㎡)
家庭用	10	1,600	152	8	1,700	2㎡までの分 100 2㎡を超える分 180
業務用	20	3,200	190	20	3,710	230
工業用	60	8,500	152	60	9,860	180
臨時用	10	3,700	343	10	4,290	420

水道料金の計算例

家庭用で使用水量20㎡の場合の例

基本料金		現在の料金	改定後の料金
		1,600	1,700
超過料金	10㎡まで	0	(100円×2㎡) 200
	11㎡から	(152円×10㎡) 1,520	(180円×10㎡) 1,800
消費税 (10%)		312	370
合計		3,432	4,070

